

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	新井工業株式会社	代表者氏名	新井 邦仁
主たる営業所の所在地	焼津市大島 7 7 5 - 2		
許可番号	(般-18) 第 21208 号	許可を受けている 建設業の種類	土、と、ほ、しゆ、水

2 処分に関する事項

処分年月日	平成 23 年 4 月 4 日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項		
<p>処分の内容</p> <p>建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止</p> <p>1 停止を命ずる営業の範囲</p> <p>公共工事に関するもの、又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの</p> <p>2 期間</p> <p>平成 23 年 4 月 5 日から 4 月 26 日までの 22 日間</p>			
<p>処分の原因となった事実</p> <p>新井工業株式会社は、平成 21 年度に受注した公共工事 7 件 (焼津市発注の「北道原中央線道路改良工事」他 4 件及び県発注の「栃山川河川維持修繕工事」他 1 件) において、他社 (三建工業株式会社) の社員に実質的な主任技術者の業務を担わせていた。</p> <p>このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号の規定 (請負契約に関する不誠実な行為) に該当する。</p>			
その他参考となる事項			